

○大分県食の安全・安心推進条例施行規則

平成十七年四月一日
大分県規則第六十一号

大分県食の安全・安心推進条例施行規則をここに公布する。

大分県食の安全・安心推進条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大分県食の安全・安心推進条例(平成十七年大分県条例第十九号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(令三規則一〇・一部改正)

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(販売等の制限の適用除外)

第三条 条例第十五条第一項の知事が規則で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 ふぐ処理施設の営業者に対し販売する場合
- 二 卸売市場に出荷する場合その他卸売の業務に関連して販売する場合
- 三 学術研究、鑑賞その他食用以外の目的で販売する場合

(令三規則一〇・旧第六条繰上・一部改正)

(ふぐ処理者の講習会の科目及び時間数)

第四条 条例第十六条第二項第一号の知事が別に定める基準は、次のとおりとする。

- 一 講習会の開催者が営利を目的としない法人であって、講習の開催に関する事務を適正かつ確実に実施することができものであること。
- 二 講習を開催する場所が県内であること。
- 三 講習の科目及び時間数は、次のとおりとすること。

イ 新規登録講習

- (1) 食品衛生関係法規 一時間以上
- (2) 食品衛生学及び公衆衛生学 一時間以上
- (3) ふぐに関する知識 二時間以上
- (4) ふぐの処理に関する実技 二時間以上

ロ 更新登録講習

- (1) 食品衛生関係法規 一時間以上
- (2) ふぐに関する知識 一時間以上

- 四 前号イの講習にあっては、講習の修了者の認定を行うこと。
- 五 講習の受講料が受講者の過度の負担にならない程度の額であること。
- 六 講習の修了者の名簿を作成するとともに、当該名簿の管理をすること。
- 七 講習会の修了者に修了証書を交付すること。
- 八 個人に関する情報の保護に配慮すること。

(平二〇規則八〇・一部改正、令三規則一〇・旧第七条繰上)

(講習の指定申請)

第五条 条例第十六条第二項第一号に規定する講習の指定を受けようとする者は、毎年度ふぐ処理講習指定申請書(第一号様式)を知事に提出しなければならない。

(令三規則一〇・旧第八条繰上・一部改正)

(ふぐ処理講習会実施計画の変更の届出)

第六条 前条に規定するふぐ処理講習指定申請書に添付した講習会実施計画書の内容に変更が生じた場合は、講習会実施者は、講習を実施する日の四十五日前までにふぐ処理講習会実施計画変更届出書(第二号様式)を知事に提出しなければならない。

(令三規則一〇・旧第九条繰上・一部改正)

(ふぐ処理講習会の公示)

第七条 知事は、条例第十六条第二項第一号に規定する講習会の開催の期日及び場所並びに受講の申込みの受付の期間及び場所を、毎年度当初に公示しなければならない。

(令三規則一〇・旧第十条繰上)

(ふぐ処理講習修了者と同等以上の知識を取得している者)

第八条 条例第十六条第二項第二号の規定により同等以上の知識を習得していると知事が認める者は、他の都道府県又は地域保健法(昭和二十二年法律第一百号)第五条第一項に規定する政令で定める市若しくは特別区(以下「他の都道府県等」という。)において、ふぐの処理に関し条例第十六条第二項第一号に規定する講習と同等以上の内容の試験又は講習を受け、資格を取得している者をいう。ただし、登録の更新の場合は除く。

(令三規則一〇・旧第十一条繰上)

(登録の有効期間)

第九条 [条例第十六条第三項](#)の規則で定める期間は、登録を受けた日から起算して五年を経過する日後、二月末日、五月三十一日、八月三十一日又は十一月三十日のいずれか早い日までの間とする。

2 更新後の登録の有効期間は五年とする。

(令三規則一〇・旧第十二条繰上)

(ふぐ処理者の登録)

第十条 [条例第十七条第一項](#)の申請書は、ふぐ処理者名簿登録申請書([第三号様式](#))とする。

2 [前項](#)の申請書には、[条例第十六条第二項第一号](#)に規定する講習の修了証書の写し又は他の都道府県等において取得したふぐの処理等に関する資格を証する書類の写しを添付しなければならない。

3 [条例第十七条第二項](#)のふぐ処理者名簿は、[第四号様式](#)によるものとする。

4 [条例第十七条第二項](#)のふぐ処理者登録済証は、大分県ふぐ処理者登録済証([第五号様式](#))とする。

(令三規則一〇・旧第十三条繰上・一部改正)

(ふぐ処理者の登録更新)

第十一条 [条例第十六条第四項](#)の登録の更新を受けようとする者は、ふぐ処理者名簿登録更新申請書([第六号様式](#))に[同条第二項第一号](#)に規定する講習の修了証書の写しを添えて知事に提出しなければならない。

(令三規則一〇・旧第十四条繰上・一部改正)

(ふぐ処理者登録済証の変更届及び書換申請)

第十二条 [条例第十七条第三項](#)の規定による届出は、ふぐ処理者名簿登録事項変更届([第七号様式](#))により行わなければならない。

2 [前項](#)の場合において、大分県ふぐ処理者登録済証の記載事項に変更が生じたときは、[同項](#)の届出書に代えてふぐ処理者登録済証書換申請書([第八号様式](#))により、ふぐ処理者登録済証の書換えを知事に申請しなければならない。

(令三規則一〇・旧第十五条繰上・一部改正)

(ふぐ処理者登録済証の再交付)

第十三条 大分県ふぐ処理者登録済証の再交付を受けようとする者は、ふぐ処理者登録済証再交付申請書([第九号様式](#))により知事に申請しなければならない。

(令三規則一〇・旧第十六条繰上・一部改正)

(ふぐ処理登録者の遵守事項)

第十四条 [条例第十九条第三号](#)の規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 原料ふぐの選別を厳重に行い、特に、ドクサバフグ等魚体すべてが有毒なふぐ及び種類不明ふぐを確実に排除すること。

二 有毒部位の除去に用いた包丁、まな板等の器具は、作業中であっても、必要に応じ清水で十分洗浄すること。

三 凍結したふぐを使用する場合は、急速凍結法により凍結したものを扱い、解凍は流水等を用いて速やかに行い、解凍後は直ちに処理し、再凍結は行わないこと。

四 凍結保管は、マイナス十八℃以下の低温下で行い、保管中の温度の変動を少なくすること。

五 凍結に当たっては、凍結及び解凍に伴うふぐ毒の有毒部位から筋肉部への移行残留を防止するため、急速凍結によることとし、グレーズは十分かけるとともに、できる限り内臓を除去して凍結すること。

(令三規則一〇・旧第十七条繰上)

(ふぐ処理施設における遵守事項)

第十五条 ふぐ処理施設においてふぐの処理を行う場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 卵巣及び皮の塩蔵処理に当たっては、未処理の卵巣及び皮が施設以外に搬送されることのないよう管理体制を確立するとともに処理が適正かつ衛生的に行われるための処理要領を作成すること。

二 卵巣及び皮の塩蔵処理を行った製品については、出荷前にロットごとの毒性検査を行い、その毒力がおおむね十MU/gを超えないことを確認の上、出荷することとし、検査結果等を記録、保管しておくこと。

三 ふぐの種類の名前の表示には、標準和名を使用すること。

四 ふぐ加工品にあっては、表示義務のある名称、加工者の氏名又は名称及び住所並びに使用添加物名のほか、原料ふぐの種類並びに加工年月日及び消費期限又は賞味期限を表示すること。

五 みがきふぐ(内臓を除去し、皮をはいだ状態のふぐをいう。)にあっては、原料ふぐの種類、処理業者の名称及び住所並びに処理年月日を表示すること。

(令三規則一〇・旧第十八条繰上)

(適正表示の推進)

第十六条 [条例第二十一条第二項](#)の食品の種類は乾しいたけとし、[同項](#)の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 乾しいたけの流通にかかわる市場、輸入業者、卸問屋及び販売事業者等は、原産国又は産地の情報を正確に消費者まで伝達させるため、仕入れ・販売伝票、契約書、出納帳簿等に商品の原産地を記載しなければならない。

二 椎茸市場における出荷箱又は運搬容器については、表面に内容物の産地を表示しなければならない。

(令三規則一〇・旧第二十三条繰上)

(立入検査等の身分証明書)

第十七条 [条例第二十五条第二項](#)の身分を示す証明書は、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二十八条第二項に規定する証票、農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第二十九条第四項に規定する証明書、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)第六十九条第七項に規定する証明書、健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第五十九条第二項に規定する証明書、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第二十九条第二項に規定する証明書、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第六項に規定する証明書、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第六項に規定する証票、日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)第六十五条第六項に規定する証明書又は食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第八条第四項に規定する証明書とする。

(平二六規則五九・平二七規則二四・平二七規則六三・平二八規則二五・平三〇規則三二・平三〇規則七九・令二規則二八・一部改正、令三規則一〇・旧第二十四条繰上・一部改正)

(施策の申出書等)

第十八条 [条例第二十七条第二項](#)の施策申出書は、食の安全・安心に関する施策申出書([第十号様式](#))とする。

2 [条例第二十七条第三項](#)の規定による通知は、食の安全・安心に関する施策申出処理通知書([第十一号様式](#))により行うものとする。

(令三規則一〇・旧第二十五条繰上・一部改正)

(施策の申出の趣旨等の公表)

第十九条 [条例第二十七条第五項](#)の規定による公表は、インターネットを利用して行うものとする。

(令三規則一〇・旧第二十六条繰上)

(大分県食品安全推進県民会議の組織)

第二十条 大分県食品安全推進県民会議(以下「県民会議」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(令三規則一〇・旧第二十七条繰上)

(大分県食品安全推進県民会議の運営)

第二十一条 県民会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 県民会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 県民会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 県民会議の庶務は、生活環境部において処理する。

5 [前各項](#)に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が県民会議に諮って定めるものとする。

(令三規則一〇・旧第二十八条繰上)

(手数料の納付)

第二十二条 [第十五条第二項](#)のふぐ処理者登録済証の書換え又は[第十六条](#)のふぐ処理者登録済証の再交付を受けようとする者は、[大分県使用料及び手数料条例\(昭和三十一年大分県条例第二十七号\)](#)に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

(令三規則一〇・旧第二十九条繰上)

(委任)

第二十三条 この規則に定めるもののほか、[条例](#)の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(令三規則一〇・旧第三十条繰上)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、[第七条](#)から[第十条](#)まで、[第二十三条](#)、[第二十七条](#)及び[第二十八条](#)の規定は平成十七年十月一日から、[第三条](#)から[第六条](#)まで、[第十一条](#)から[第二十二條](#)まで及び[第二十九条](#)の規定は平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第八〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二六年規則第五九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二七年規則第二四号)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二七年規則第六三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二八年規則第二五号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第四条第五号及び第一号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成三〇年規則第三二号)

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則(平成三〇年規則第七九号)

この規則は、農薬取締法の一部を改正する法律(平成三十年法律第五十三号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成三〇年一二月一日)

附 則(令和二年規則第二八号)

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十四条の改正規定(「第六十九条第六項」を「第六十九条第七項」に改める部分に限る。) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第六十三号)の施行の日

(施行の日=令和二年九月一日)

二 第二十四条の改正規定(「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める部分に限る。) 肥料取締法の一部を改正する法律(令和元年法律第六十二号)の施行の日

(施行の日=令和二年一二月一日)

附 則(令和三年規則第一〇号)

(施行期日)

1 この規則は、令和三年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に食品衛生法に基づく営業施設の基準を定める条例等の一部を改正する等の条例(令和三年大分県条例第十号)第二条の規定による改正前の大分県食の安全・安心推進条例(平成十七年大分県条例第十九号)第十三条の規定に基づき知事に報告があった場合については、この規則による改正前の大分県食の安全・安心推進条例施行規則第五条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

第1号様式(第5条関係)

(令3規則10・旧第3号様式繰上・一部改正)

第1号様式(第5条関係)

ふぐ処理講習指定申請書

年 月 日

大分県知事

殿

主たる事務所の所在地

法人の名称及び代表者

郵便番号

電話番号

大分県食の安全・安心推進条例第16条第2項第1号に規定する講習の指定を受けたいので、
下記のとおり申請します。

記

1 講習の内容及び時間数

2 講 師

3 受講料

4 その他

※ 添付書類

- 1 講習会実施計画書
- 2 使用するテキスト
- 3 講習の修了者の認定方法
- 4 法人の登記簿謄本
- 5 受講料算定の根拠を示す書類
- 6 講習受講申込書の書式例
- 7 講習修了証書の書式例

第2号様式(第6条関係)

(令3規則10・旧第4号様式繰上・一部改正)

第2号様式(第6条関係)

ふぐ処理講習会実施計画変更届出書

年 月 日

大分県知事

殿

主たる事務所の所在地

法人の名称及び代表者

郵便番号

電話番号

ふぐ処理講習実施計画を変更したいので大分県食の安全・安心推進条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更の内容	変更前	
	変更後	
変更年月日		
変更の理由		

第3号様式(第10条関係)

(令3規則10・旧第5号様式繰上・一部改正)

第3号様式(第10条関係)

ふぐ処理者名簿登録申請書

年 月 日

大分県知事

殿

申請者 住所

氏名

生年月日 年 月 日生

郵便番号

電話番号

ふぐ処理者の登録を受けたいので、大分県食の安全・安心推進条例第16条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 ふぐ処理登録者となるための資格

大分県知事の指定した ふぐ処理講習修了者	修了証書番号 (年 月 日修了)
他の都道府県における 資格取得者	都道府県名： 資格の名称： 資格の番号 (年 月 日取得)

2 欠格事項

食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない。	有・無
食の安全・安心推進条例第18条の規定によりふぐ処理者名簿から登録を抹消され、その抹消の日から起算して二年を経過しない。	有・無

※ 添付書類

- 大分県知事の指定したふぐ処理講習の修了証書の写し(他の都道府県の資格を有する者にあつては、その資格を証する書類の写し)
- 写真(申請前6箇月以内に撮影した無帽、上半身正面向きで縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもの)

第4号様式(第10条関係)

(平26規則59・一部改正、令3規則10・旧第6号様式繰上・一部改正)

第4号様式(第10条関係)

ふぐ処理者名簿

登録番号	氏名			住所
	生年月日			TEL
	講習修了年月日 修了証番号			他県の資格等
	初回登録年月日	年	月 日	写真(年月日撮影)
	有効期間	年	月 日	
		年	月 日	
		年	月 日	
		年	月 日	
		年	月 日	
変更の記録等				
	年月日	変更等の内容		

第5号様式(第10条関係)

(令3規則10・旧第7号様式繰上・一部改正)

第5号様式(第10条関係)

表

ふぐ処理者登録番号第 号

大分県ふぐ処理者登録済証

氏 名

生年月日 年 月 日

大分県食の安全・安心推進条例第17条第2項の規定によりふぐ処理者名簿に登録したことを証する。

年 月 日

大分県知事

裏

変更事項の記録		
届出年月日	変更事項	届出済確認印

第6号様式(第11条関係)

(令3規則10・旧第8号様式繰上・一部改正)

第6号様式(第11条関係)

ふぐ処理者名簿登録更新申請書

年 月 日

大分県知事

殿

申請者 住所
氏名
郵便番号
電話番号

ふぐ処理者の登録の更新を受けたいので、大分県食の安全・安心推進条例第17条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 ふぐ処理登録者となるための資格

大分県知事の指定した ふぐ処理講習修了者	更新登録講習修了証書番号 (年 月 日修了)
-------------------------	--

添付書類

- 1 大分県知事の指定したふぐ処理講習(更新登録講習)の修了証書の写し
- 2 写真(申請前6箇月以内に撮影した無帽、上半身正面向きで縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもの)

第7号様式(第12条関係)

(令3規則10・旧第9号様式繰上・一部改正)

第7号様式(第12条関係)

ふぐ処理者名簿登録事項変更届

年 月 日

大分県知事

殿

申請者 住所
氏名
郵便番号
電話番号

ふぐ処理者名簿登録事項の変更をしたいので、大分県食の安全・安心推進条例第17条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
変更事項	変更前	変更後
変更年月日	年 月 日	

※ 添付書類

- 1 大分県ふぐ処理者登録済証
- 2 変更事項が確認できる書類等

[第8号様式\(第12条関係\)](#)

(令3規則10・旧第10号様式繰上・一部改正)

第8号様式(第12条関係)

ふぐ処理者登録済証書換申請書

年 月 日

大分県知事

殿

申請者 住所
氏名
郵便番号
電話番号

ふぐ処理者登録済証の書換えをしたいので、大分県食の安全・安心推進条例施行規則第12条第2項の規定により、次のとおり申請します。

登録の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
変更事項	変更前	変更後
変更年月日	年 月 日	

※ 添付書類

- 1 大分県ふぐ処理者登録済証
- 2 変更事項が確認できる書類等
- 3 写真(申請前6箇月以内に撮影した無帽、上半身正面向きで縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもの)

第9号様式(第13条関係)

(令3規則10・旧第11号様式繰上・一部改正)

第9号様式(第13条関係)

ふぐ処理者登録済証再交付申請書

年 月 日

大分県知事

殿

申請者 住所
氏名郵便番号
電話番号

ふぐ処理者登録済証の破損・紛失したので、大分県食の安全・安心推進条例施行規則第13条の規定により、次のとおり申請します。

登録の年月日及び番号	年 月 日 第 号
再 交 付 申 請 の 理 由	

備考：添付書類

- 1 ふぐ処理者登録済証を破り、又は汚した場合にあつては、当該登録済証
- 2 写真(申請前6箇月以内に撮影した無帽、上半身正面向きで縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもの)

第10号様式(第18条関係)

(令3規則10・旧第17号様式繰上・一部改正)

第10号様式(第18条関係)

食の安全・安心に関する施策申出書

年 月 日

大分県知事

殿

申請者 住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地 並びに名称及び代表者氏名)

郵便番号

電話番号

大分県食の安全・安心推進条例第27条第1項の規定により、次のとおり食の安全・安心に関する施策について、
〔 制度の新設
制度の改廃
制度運用の改善 〕に係る措置を講ずるよう申し出ます。

施策の申出の趣旨及び理由	
施策の申出の端緒となった事案(事案の概要、事案がない場合はその旨記載)	

第11号様式(第18条関係)

(令3規則10・旧第18号様式繰上・一部改正)

第11号様式(第18条関係)

食の安全・安心に関する施策申出処理通知書

年 月 日

様

大分県知事

年 月 日付けで申出のあった〔制度の新設
制度の改廃
制度運用の改善〕に係る措置の申出について

は、大分県食の安全・安心推進条例第27条第3項の規定により、次のように処理しましたので通知します。

施策の申出の趣旨及び理由	
処理の内容及び理由	
事務担当課	電話番号
備考	